

産業労働局に寄せられた都民の声（令和2年12月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
1	29	33	15	9	4	0	91

◆寄せられた都民の声と都の対応事例

▶（都民の声）

天然化合物から面白い化合物を見つけた際に、それを農薬や肥料、土壌改良資材などの形で登録することが可能かどうかを知りたい。

また、人工化合物ではなく、天然化合物由来のものになるので、諸処の対応を簡易的にすることはできるのだろうか。

（説明）

農薬としての登録、肥料としての登録にそれぞれ分けて回答いたします。

●農薬としての登録について

ある化合物を、新たに農薬として販売できるようにするには、農薬取締法に基づき、国へ申請して登録されることが必要です。

登録申請をするには、主に以下の試験を行い、成績書を提出する必要があります。

- ・薬効試験（目的とする病害虫に確実に効果があるかどうか）
- ・薬害試験（目的の作物や周囲の作物に害がないかどうか）
- ・安全性の試験（急性毒性・慢性毒性・環境への影響・残留性ほか）

天然由来の化合物であっても、強い毒性を示す物質（フグ毒など）や発がん性のある物質（カビ毒）も存在するので、登録の流れは変わらないかと存じます。

詳しい情報は以下のページをご参照ください。

- ・農林水産省ホームページ 農薬の基礎知識

（ページ中盤から、登録制度に関する情報があります）

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tisiki/tisiki.html

- ・独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC） 農薬登録

（農薬登録の申請受付を行っている機関のホームページです）

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/index.htm>

●肥料としての登録について

新たに見つけた化合物を肥料として生産するには、国または都道府県へ登録・届出をする必要があります。(原料の種類や加工方法によって、届け出先が異なります。)

肥料の分類と届け出先の概要は、[こちら](#)をご覧ください。また、以下のページに肥料登録に関する情報がございますので、あわせてご参照ください。

- ・独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

肥料各種申請手続き > Q&A

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_qa/sub2_qa.html

そして肥料の登録などの申請書や届出書について、提出先を整理したページは[こちら](#)になります。

申請書・届出書の提出先 - 独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_1st/2_4.htm

<上記区分の定義>

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。